

佐倉市除染実施計画

＜第2版＞

平成25年10月

佐倉市

第1章 本計画の目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故を原因として発生した放射性物質は関東地方を含む広い範囲にまで飛散し、市原市の放射線量モニタリングポストでも、これまで測定されてきた平均的な放射線量を超える線量が測定されています。

佐倉市は、市民の放射能に対する不安を解消し、原子力発電所の事故前の暮らしを取り戻すことを目的に、政府の原子力災害対策本部が平成23年8月26日に示した「除染に関する緊急実施基本方針」（以下「緊急実施基本方針」という。）及び「市町村による除染実施ガイドライン」（以下「除染実施ガイドライン」という。）に基づき、平成23年9月15日、佐倉市放射性物質除染計画を策定し、対策を推進してまいりました。

その後、佐倉市は平成23年12月28日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）による汚染状況重点調査地域の指定を受けました。このため特措法に基づき佐倉市除染実施計画を策定し、特措法の対象となる除染に取り組めます。なお、特措法の対象とならない除染の実施にあたっては、既に定めている佐倉市放射性物質除染計画により対策を実施してまいります。

第2章 佐倉市の現状と課題

佐倉市は、原子力発電所の事故発生後、平成23年6月2日に、印旛郡市9市町の連名で千葉県知事に対して、県による放射線量の測定体制の強化、市町村への技術支援の要請を行うなど、関係機関に向け積極的な働きかけを行ったほか、測定器を所有していた佐倉市八街市酒々井町消防組合並びに佐倉市酒々井町清掃組合の協力を得て、放射線の影響を受けやすいといわれる子どもたちが集まる保育園、幼稚園、学校等の施設を中心に、市内全域の測定調査を行ってきました。8月上旬からは、購入した放射線測定器により、更にきめ細かい調査を行っています。調査の結果、比較的低線量の地域の中に、緊急実施基本方針において市町村が除染計画を策定する必要がある「追加被ばく線量が概ね年間1から20ミリシーベルトの間の地域」に該当する場所があることが判明しています。また、全体的な傾向として、市の西部地域の空間放射線量が、東部、南部地区に比較すると比較的高い傾向にあります。

放射性物質は雨水などの影響により偏在し、局所的に線量率の高い所があるといわれており、詳細な調査が必要となることが予想されることから、これま

での調査結果を参考に、よりきめの細かい調査を実施していく必要があります。

なお、除染にあたっては、発生した汚染土壌等の処理、仮置場の確保など、慎重に検討していく必要があります。

第3章 計画の期間

特措法に基づく除染事業は、平成25年度完了を目指します。

なお、除染の効果や進捗を踏まえ、本計画期間について必要に応じ見直しを行うこととします。

第4章 計画の内容

1. 除染等の措置等の実施に関する方針

当面は、特措法の基本方針に従い、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になることを目指します。

年間1ミリシーベルト以下の達成が困難な地域については、平成26年3月末までに、一般公衆の年間追加被ばく線量を平成23年8月末と比べて、放射性物質の物理的減衰等を含めて約50%減少(子どもの生活空間については約60%減少)した状態を実現することを目指します。

佐倉市においては、子どもの生活空間における推定年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指し、地面50cmの高さでの平均空間放射線量が特措法の線量要件を満たすよう1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回ることを目標に除染等の措置を推進します。

また、子どもの生活空間である、小中学校、幼稚園、保育園、児童センター及び公園の除染を優先的に実施してまいります。

なお、除染の効果や進捗の状況により、本計画の内容について、見直しを行うこととします。

追加被ばく線量年間1ミリシーベルトの考え方

※第2回環境回復検討会資料より抜粋

追加被ばく線量は、空間線量率の測定により確認することができ、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、1時間当たりの空間線量率に換算すると、毎時0.23マイクロシーベルトにあたる。

その考え方は、以下のとおり。

追加被ばく線量の考え方

- ① 事故とは関係なく、自然界の放射線が元々存在し、大地からの放射線は毎時0.04 マイクロシーベルト、宇宙からの放射線は毎時0.03 マイクロシーベルトである。（出典：原子力安全研究協会「生活環境放射線」平成4年）。
※大地からの放射線、宇宙からの放射線はそれぞれ年間0.38 ミリシーベルト、年間0.29ミリシーベルトであり、これを一時間あたりに換算（24 時間×365 日で割る）した数値
- ② 追加被ばく線量年間1 ミリシーベルトを、一時間あたりに換算すると、毎時0.19 マイクロシーベルトと考えられる。（1日のうち屋外に8時間、屋内（遮へい効果（0.4 倍）のある木造家屋）に16 時間滞在するという生活パターンを仮定）
※毎時0.19 マイクロシーベルト ×（8時間 + 0.4 × 16 時間）× 365 日 = 年間1 ミリシーベルト
- ③ 通常のガンマ線サーベイメーターでは、事故による追加被ばく線量に加え、自然界からの放射線のうち、大地からの放射線分のみが測定されるため（宇宙からの放射線は測定されない）、
 $0.19 + 0.04 = \text{毎時 } 0.23 \text{ マイクロシーベルト}$
が、それぞれ追加被ばく線量年間1 ミリシーベルトにあたる。

2. 除染実施計画の対象となる区域

①除染実施区域（特措法に基づく対象区域）

佐倉市では特措法に基づく除染実施計画の対象となる区域を、施設ごとに設定することとします。

佐倉市が、「空間放射線量測定マニュアル」（平成23年7月7日）、「学校等における放射線測定の手引き」（平成23年8月31日付教安第717号）「放射線測定に関するガイドライン」（平成23年10月21日）（以下「測定の手引き」という。）及び、「除染関係ガイドライン（平成25年5月 第2版 改訂 環境省）」（以下、「除染関係ガイドライン」という。）に則して、エネルギー補償型シンチレーション式サーベイメータで実施した測定結果（以下「測定結果」という。）に基づき、施設内の地表高1m（子どもの生活空間では、50 cm）での平均空間線量が毎時0.23 マイクロシーベルト以上と確認されたことのある表1に示す施設を特措法に基づく除染実施区域とします。

表 1 除染実施区域

施設名		空間線量率の範囲 ($\mu\text{Sv/h}$) ※1	平均空間線量率 ($\mu\text{Sv/h}$) ※3	除染実施状況
保育園	臼井保育園	0.288～0.309	<u>0.233</u> ※4	23 年 12 月作業完了
小学校	志津小学校	0.116～0.338	<u>0.244</u>	24 年 3 月作業完了
	臼井小学校	0.141～0.285※2	<u>0.233</u> ※4	24 年 4 月作業完了
	青菅小学校	0.220～0.254※2	<u>0.239</u> ※4	24 年 4 月作業完了
中学校	臼井中学校	0.216～0.263	<u>0.237</u>	23 年 12 月作業完了
児童センター	臼井老幼の館	0.207～0.251	<u>0.230</u>	24 年 1 月作業完了
公園	上座総合公園	0.228～0.244	<u>0.237</u>	24 年 3 月作業完了
	臼井城址公園	0.266～0.282	<u>0.270</u>	24 年 3 月作業完了
	宿内公園	0.244～0.328	<u>0.293</u>	24 年 3 月作業完了
	江原台一号公園	0.215～0.245	<u>0.232</u>	24 年 3 月作業完了
	浜田公園	0.282～0.333	<u>0.282</u>	24 年 1 月作業完了
	長作西公園	0.213～0.315	<u>0.270</u>	23 年 12 月作業完了
	石神公園	0.213～0.280	<u>0.251</u>	23 年 12 月作業完了
	生谷公園	0.204～0.280	<u>0.253</u>	23 年 12 月作業完了
	新堀公園	0.203～0.276	<u>0.243</u>	23 年 12 月作業完了
	忍公園	0.184～0.267	<u>0.242</u>	23 年 12 月作業完了
	萱橋公園	0.211～0.322	<u>0.244</u>	24 年 1 月作業完了
	子ノ神公園	0.216～0.257	<u>0.247</u>	24 年 1 月作業完了
	青菅大塚公園	0.197～0.275	<u>0.239</u> ※4	24 年 1 月作業完了
	上谷津公園	0.213～0.269	<u>0.239</u>	24 年 1 月作業完了
	前野公園	0.224～0.259	<u>0.244</u>	24 年 1 月作業完了
	北門原公園	0.213～0.258	<u>0.232</u>	24 年 1 月作業完了
	井野西谷津公園	0.227～0.258	<u>0.246</u>	24 年 1 月作業完了

※1 中学校では、地表 1m で測定。それ以外は 50 cm で測定。

※2 当該施設は、地表 1m で測定。

※3 ※4 以外は、施設内の 5 点の平均値。

※4 臼井保育園は臼井小学校に隣接しており、両者一体で区域に設定。青菅小学校は青菅大塚公園に隣接しており、両者一体で区域に設定。

なお、環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 25 年 3 月 29 日改訂。）別表 補助対象経費の区分と内容 （2）除染事業 2-2 比較的線量の低い地域で示される除染対象のうち、表 1 に掲げていない「通学路」、「上記以外の公共施設」、「民有地（商業施設、工場、集合住宅、戸建て住宅）」については、放射線量の測定結果により除染実施区域を設定し、国・県・民有地の所有者と協議の上除染対象を定め、除染実施条件を整えたうえで対策を進めることとします。

施設内の線量の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上であるとして除染実施計画の対象として位置付けられた施設について、除染等の措置の実施の前に詳細に放射線の量を測定しますが、この際に毎時 0.23 マイクロシーベルト未満であった場合は既に長期的な目標を達成した状態であるため、除染を実施する必要はないものとします。ただし、この場合であっても、側溝や雨樋下等の局所的な地点の線量が周辺と比べて有意に高く、毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の地点に対しては特措法の対象とし除染を実施します。

3. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する区域

表 1 除染実施計画対象施設に示す施設ごとに、以下の実施者が行うこととします。

表 2 除染対象実施者対応表

除染対象	実施者
小中学校、保育園、児童センター、公園	市

小学校、中学校、保育園、児童センター及び公園の子どもが多く利用する公立の施設については、市が除染を行います。除染により発生した土壌等は原則として現場保管することとします。

4. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染実施区域内で除染を行う際には、環境省が示した「除染関係ガイドライン（平成 25 年 5 月 第 2 版 改訂 環境省）」（以下、「除染関係ガイドライン」という）及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 25 年 3 月 29 日改訂。）の内容に則って除染を行います（除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおり）。

また、除染が必要かつ合理的な範囲となるよう、該当敷地内の放射線分布図を作成した上で、適切な内容を選択して除染を実施することとします。

なお、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

表 3 除染内容対比表

除染対象	内 容（下記から必要な措置を選択します）
小中学校、幼稚園、保育園、児童センター、公園	（アスファルト等の除染） ○ブラシ洗浄、高圧洗浄、ショットブラスト、超高圧洗浄 ○側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去、高圧洗浄
	（表土除去及び客土）※1 ○庭等における表土等の除去 ○現場保管の際の残土又は汎用品を用いた客土、圧密による原状回復
	（天地返し）※1 ○庭等における表土等の上下層の土の入替
	（土地表面の被覆）※1 ○汚染されていない汎用品の土等による被覆
	（草木除去） ○常緑樹に対する枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄 ○落葉の除去、除草 ○芝の剥取り、汎用品を用いた張替え

※1 「表土除去及び客土」、「天地返し」と「土地表面の被覆」についてはいずれか一つの手法を選択する。

5. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

当市では、長期的に追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト以下になるように、下記のスケジュールで除染に取り組めます。個々の施設の除染は、除染関係ガイドラインにより詳細調査を行い、必要な作業内容、作業期間を決めた上で除染を行います。

なお、計画期間内においても適宜除染の進捗状況を確認し、必要に応じ除染の計画やスケジュールを見直すものとします。

表 4 除染等措置着手完了予定時期

除染対象	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
小中学校、幼稚園、保育園、児童センター	放射線量の測定、除染作業		
		継続モニタリング	
公園	放射線量の測定、除染作業		
		継続モニタリング	

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

本除染実施計画の除染に伴って発生する除去土壌等については、「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象施設内において現場保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染対象施設ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録を行います。

佐倉市においては、除去土壌等の現場保管が可能である幼稚園、保育園、小中学校及び公園での除染を進めています。仮置場が確保され次第、通学路の側溝等の除染など、除去土壌の保管について定めた除染実施計画に改訂のうえ、対策を進めてまいります。

7. その他の事項

- (1) 除染実施計画は、策定、計画内容、計画期間の見直しに伴い、こうほう佐倉や佐倉市ホームページ等で随時公表いたします。また、空間放射線量率の測定結果、除染の実施状況や除染による効果についても、同様に公表いたします。
- (2) 子どもの生活環境に関連する公共施設等については、除染後も定期的に空間放射線量率を測定します。
- (3) 佐倉市独自の除染対策については、補足1「佐倉市独自の目標値」、補足2「今後の佐倉市の取り組みについて」及び補足3「子どもの生活空間における特措法に基づく対策状況」に示します。

補足 1 対策目標値について（佐倉市独自の目標値）

緊急実施基本方針では除染実施における暫定目標値を、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年基本勧告及び原子力安全委員会の「基本的な考え方」を踏まえ、緊急的被ばく状況にある地域を段階的に縮小するとともに、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目標とするとされています。また、追加被ばく線量がおおむね年間1ミリシーベルト以下の地域については、基本的に市町村単位での面的な除染が必要な線量の水準ではないとしています。

このことから、佐倉市においては、なるべく早い時期に、子どもの生活圏における推定年間追加被ばく線量が1ミリシーベルトを下回することを目標とし、一時間当たり0.223マイクロシーベルトを佐倉市独自の対策目標値と定め、施設の放射線量が対策目標値以下となることを目指し対策を推進します。

対策目標値の算定について（佐倉市独自の目標値）

現在、追加被ばく線量分だけを測定することは不可能です。そこで、今回の原子力発電所事故以前から空間放射線量の測定を行っている千葉県環境研究センター（市原市）に設置されているモニタリングポストのデータを自然被ばく線量として、独立行政法人放射線医学総合研究所がホームページにおいて公表している計算方法を参考に算定しました。

（計算例）

①自然被ばく線量：1時間当たり0.033マイクロシーベルト（ μSv ）

0.033 μSv は、千葉県環境センターのモニタリングポストの平成21年度測定値の最小値0.022 μSv 、最大値0.044 μSv の中間値

②1時間当たり追加被ばく線量：X（＝0.19 μSv ）

1日屋外で8時間、屋内で16時間過ごし、更に屋内での被ばく線量は屋外の40%と仮定すると、1日当たり追加被ばく線量は $(X \times 8 + X \times 16 \times 0.4)$ となり、1年間（365日）の追加被ばく線量を1mSv（1000 μSv ）とすると

$$(X \times 8 + X \times 16 \times 0.4) \times 365 \text{ 日} = 1000 \mu\text{Sv}$$

$$\rightarrow X = 1,000 \div 365 \div (8 + 16 \times 0.4) \div 0.19 \mu\text{Sv}$$

∴1時間当たりの対策目標値（①＋②）：0.033＋0.19＝0.223 μSv

補足２ 今後の佐倉市の取り組みについて

環境省が示した除染関係ガイドライン及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱（平成 23 年 12 月 22 日付環水大総発第 111222001 号。平成 25 年 3 月 29 日改訂。）に掲げられている除染対象のうち、「通学路」、「上記以外の公共施設」、「民有地（商業施設、工場、集合住宅、戸建て住宅）」については、放射線量の測定結果により除染実施区域を設定し、民有地の所有者と協議の上除染対象を定め、除去土壌等の保管場所の確保など除染実施の条件が整い次第、対策を進めてまいります。

別表１ 除染対象実施者対応表

除染対象	実施者
小中学校、保育園、児童センター、公園	市・施設管理者 ※１
通学路	市
上記以外の公共施設	市
民有地（商業施設、工場、集合住宅、戸建て住宅）	市・所有者 ※２

※１ 私立幼稚園、民間保育園（民間認可外保育施設を含む）、民間学童保育所の施設管理者が、除染を進めるために要した経費の一部に対して、市独自の対策として市が補助します。

※２ 民有地（商業施設、工場、集合住宅、戸建て住宅）は、地表 1m（子どもの生活空間では、50 cm）の高さでの測定結果の平均が毎時 0.23 マイクロシーベルト以上の線量が確認された場合、敷地内に現場保管する条件で、所有者の協力を得たうえで市が除染を実施します。また、市は、必要に応じ放射線量調査などの支援をします。市が放射線量の確認測定する線量の目安は、佐倉市の対策目標値とし、地表 1m（子どもの生活空間では、50 cm）の高さでの測定結果が毎時 0.223 マイクロシーベルトを超える線量とします。

また、佐倉市独自の対策として、佐倉市の対策目標値毎時 0.223 マイクロシーベルトを上回る施設については、子どもが多く利用する施設・場所に重点において、優先順位を定めたうえで対策を実施します。詳細は佐倉市放射性物質除染計画に定めるものとします。小学校、中学校、幼稚園、保育園、児童センター等、公立の施設については、市が除染を行い、除染により発生した土壌等は原則として現場保管することとします。除染の条件が整うまでの間、民有地において、所有者が自己の判断により除染を実施する場合、土壌は原則として自己所有する敷地内に現場保管するものとします。

除染に要した費用については、特措法の対象から除かれた施設は佐倉市独自の対策となりますので、佐倉市は東京電力㈱に求償します。なお、民有地で所有者が行った除染費用を東京電力㈱に請求することについて、佐倉市は支援してまいります。

補足３ 子どもの生活空間における特措法に基づく対策状況

小学校、中学校	担当 教育総務課
除染方針 佐倉市においては、子どもの生活空間における推定年間追加被ばく線量が１ミリシーベルト以下になることを目指し、小学校においては地表５０ｃｍの、中学校では地表１ｍ高さの位置での平均空間放射線量が特措法の線量要件を満たすよう１時間当たり０.２３マイクロシーベルトを下回することを目標に事業を推進します。	
除染実施主体 佐倉市	
除染実施時期及び完了予定時期 平成２３年度から平成２５年度	
除染方法 除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の内容に則って除染を行います。	
平成２３年度の対応 ・平成２３年８月～ 佐倉市による放射線量測定実施 ・平成２３年９月 佐倉市放射性物質除染計画策定 ・平成２３年１１月 放射線量詳細測定実施 ・平成２３年１２月 除染工事着手	
平成２４年度の対応 ・平成２４年４月 除染工事完了 ・平成２４年４月～ 放射線量モニタリング	
平成２５年度の対応予定 ・平成２５年４月～ 放射線量モニタリング	

保育園、児童センター	担当 子育て支援課
除染方針 佐倉市においては、子どもの生活空間における推定年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指し、地表50cmの高さの位置での平均空間放射線量が特措法の線量要件を満たすよう1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回ることを目標に事業を推進します。	
除染実施主体 佐倉市	
除染実施時期及び完了予定時期 平成23年度から平成25年度	
除染方法 除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の内容に則って除染を行います。	
平成23年度の対応 ・平成23年8月～ 佐倉市による放射線量測定実施 ・平成23年9月 佐倉市放射性物質除染計画策定 ・平成23年10月 放射線量詳細測定実施 ・平成23年12月 除染工事着手 ・平成24年2月 除染工事完了 平成24年度の対応 ・平成24年4月～ 放射線量モニタリング 平成25年度の対応予定 ・平成25年4月～ 放射線量モニタリング	

公園	担当 公園緑地課
除染方針 佐倉市においては、子どもの生活空間における推定年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指し、地表50cmの高さの位置での平均空間放射線量が特措法の線量要件を満たすよう1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回ることを目標に事業を推進します。	
除染実施主体 佐倉市	
除染実施時期及び完了予定時期 平成23年度から平成25年度	
除染方法 除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の内容に則って除染を行います。	
平成23年度の対応 ・平成23年9月～ 佐倉市による放射線量測定実施 ・平成23年9月 佐倉市放射性物質除染計画策定 ・平成23年10月 放射線量詳細測定実施 ・平成23年11月 除染工事着手 ・平成24年3月 除染工事完了	
平成24年度の対応 ・平成24年4月～ 放射線量モニタリング	
平成25年度の対応予定 ・平成25年4月～ 放射線量モニタリング	

通学路	担当 道路維持課
除染方針 佐倉市においては、推定年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指し、地表1mの高さの位置（子どもの生活空間においては地表50cmの高さの位置）での平均空間放射線量が特措法の線量要件を満たすよう1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回ることを目標に事業を推進します。	
除染実施主体 佐倉市	
除染実施時期及び完了予定時期 平成23年度から平成25年度	
除染方法 除染実施区域内で除染を行う際には、除染関係ガイドライン及びこれを踏まえて策定された環境省が定める放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の内容に則って除染を行います。	
平成23年度の対応 ・平成23年8月～ 佐倉市による放射線量測定実施 ・平成23年9月 佐倉市放射性物質除染計画策定 平成24年度の対応 ・平成24年4月～ 放射線量測定実施 平成25年度の対応予定 ・平成25年4月～ 放射線量測定	

(別表 2)

除染対象施設空間線量率状況

単位：マイクロシーベルト／時間

施設		除染前空間線量率 (平均値) ※ 1	除染実施状況	除染後空間線量率 (最大値)
保育園	臼井保育園	<u>0.233</u> ※ 2	23 年 12 月完了	0.200
小学校	志津小学校	<u>0.244</u>	24 年 3 月完了	0.141
	臼井小学校	<u>0.233</u> ※ 2 ※ 3	24 年 4 月完了	0.145
	青菅小学校	<u>0.239</u> ※ 2 ※ 3	24 年 4 月完了	0.180
中学校	臼井中学校	<u>0.237</u>	23 年 12 月完了	0.201
児童センター等	臼井老幼の館	<u>0.230</u>	24 年 1 月完了	0.155
公園	上座総合公園	<u>0.237</u>	24 年 3 月完了	0.208
	臼井城址公園	<u>0.270</u>	24 年 3 月完了	0.206
	宿内公園	<u>0.293</u>	24 年 3 月完了	0.213
	江原台一号公園	<u>0.232</u>	24 年 3 月完了	0.197
	浜田公園	<u>0.282</u>	24 年 1 月完了	0.159
	長作西公園	<u>0.270</u>	23 年 12 月完了	0.206
	石神公園	<u>0.251</u>	23 年 12 月完了	0.201
	生谷公園	<u>0.253</u>	23 年 12 月完了	0.219
	新堀公園	<u>0.243</u>	23 年 12 月完了	0.221
	忍公園	<u>0.242</u>	23 年 12 月完了	0.220
	萱橋公園	<u>0.244</u>	24 年 1 月完了	0.202
	子ノ神公園	<u>0.247</u>	24 年 1 月完了	0.214
	青菅大塚公園	<u>0.239</u> ※ 2	24 年 1 月完了	0.213
	上谷津公園	<u>0.239</u>	24 年 1 月完了	0.209
	前野公園	<u>0.244</u>	24 年 1 月完了	0.193
	北門原公園	<u>0.232</u>	24 年 1 月完了	0.162
	井野西谷津公園	<u>0.246</u>	24 年 1 月完了	0.186

- ※1 中学校では、地表 1m で測定。それ以外は 50 cm で測定。
※2 以外は、施設内の 5 点の平均値。
- ※2 白井保育園は白井小学校に隣接しており、両者一体で区域に設定。
青菅小学校は青菅大塚公園に隣接しており、両者一体で区域に設定。
- ※3 当該施設は、地表 1m で測定。